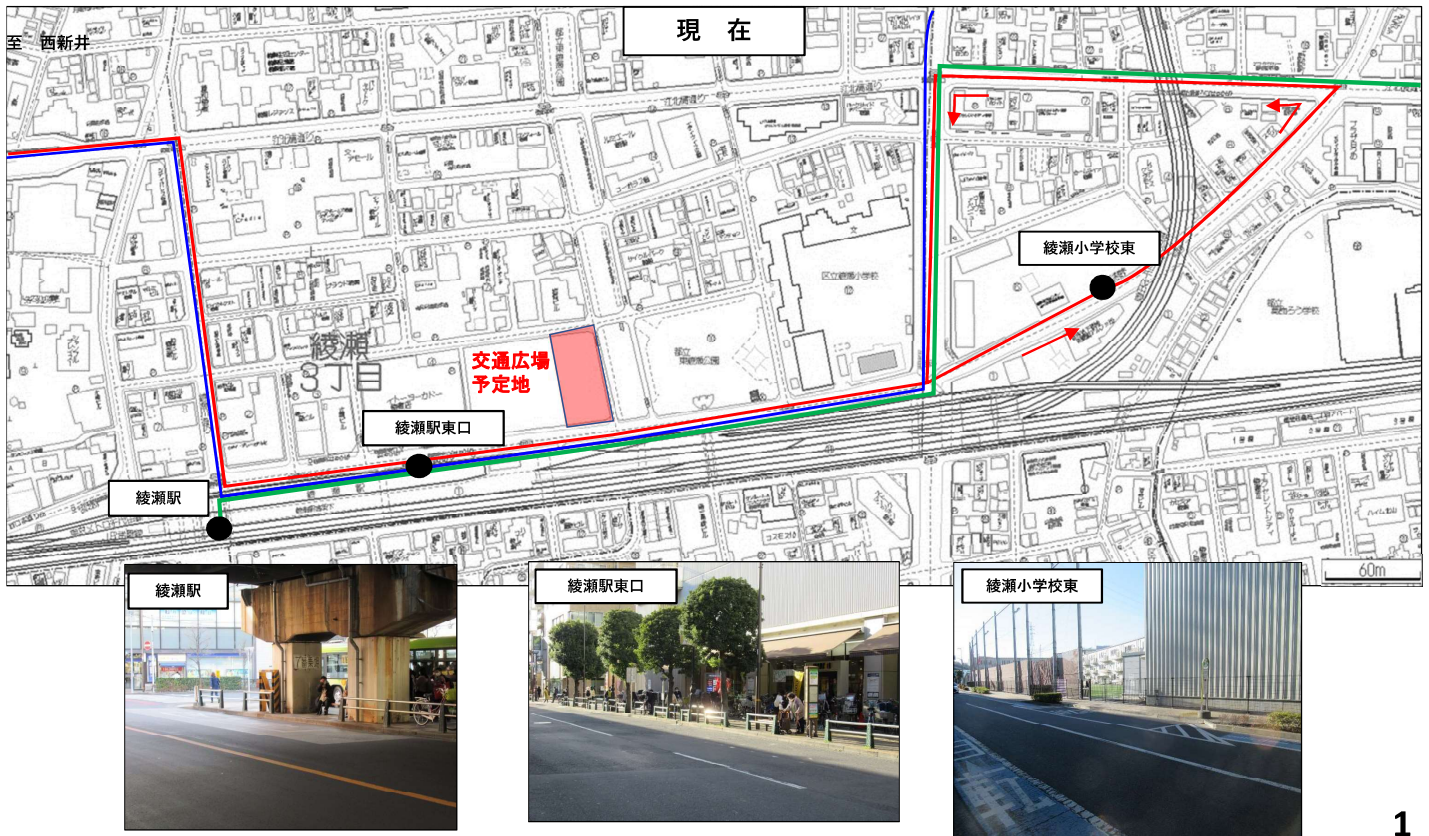


綾瀬駅東口駅前交通広場の完成に伴うコミュニティバス「はるかぜ」の経路変更について

資料2-2

協議
路線

- はるかぜ1号（西新井・綾瀬線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ9号（青井・亀有線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ12号（西新井・亀有線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ2号（綾瀬・六木線）【運行事業者：朝日自動車（株）】

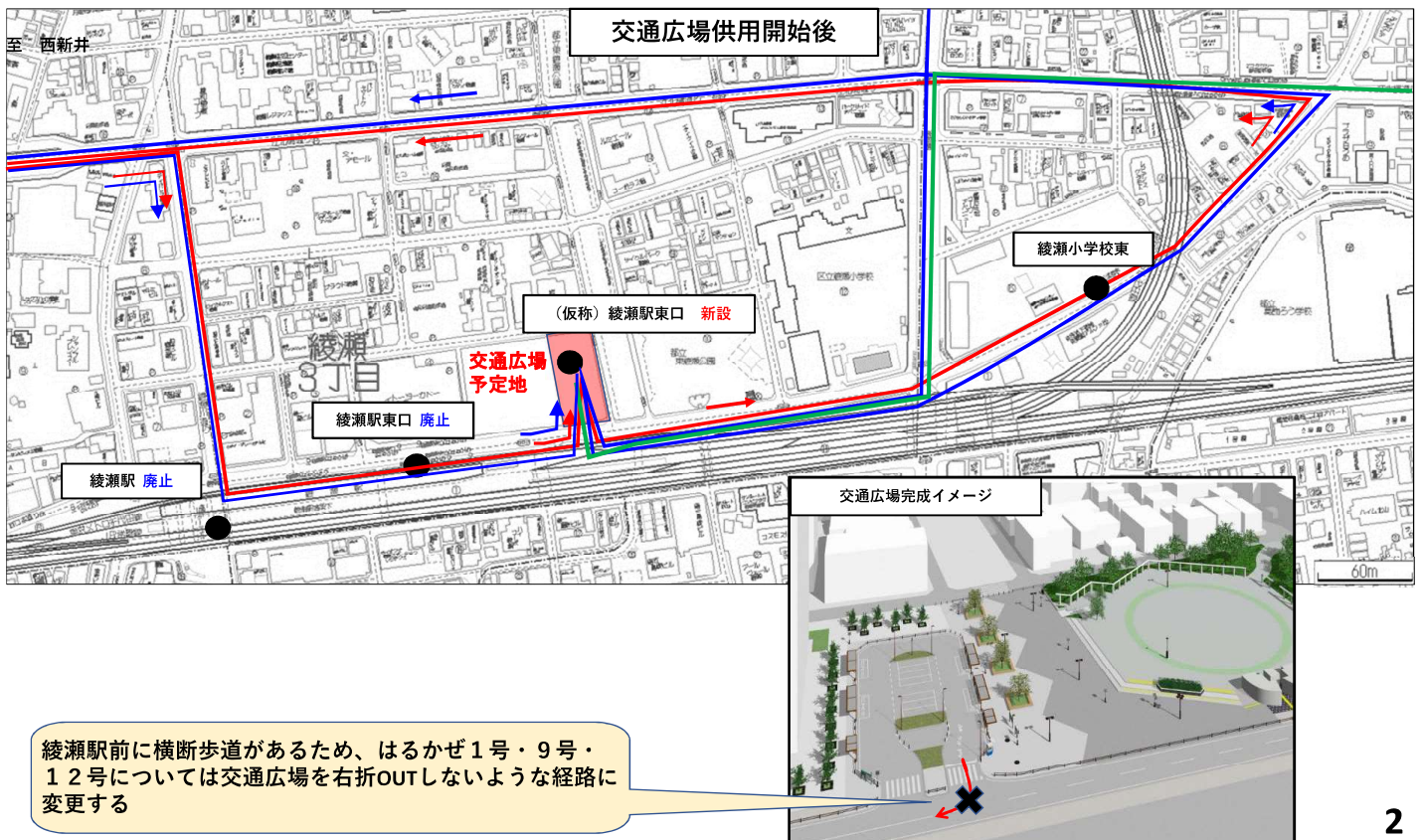


1

綾瀬駅東口駅前交通広場の完成に伴うコミュニティバス「はるかぜ」の経路変更について

協議
路線

- はるかぜ1号（西新井・綾瀬線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ9号（青井・亀有線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ12号（西新井・亀有線）【運行事業者：日立自動車交通（株）】
- はるかぜ2号（綾瀬・六木線）【運行事業者：朝日自動車（株）】



2

●協議事項

【協議する路線】

はるかぜ1号（西新井・綾瀬線）

【運行事業者：日立自動車交通（株）】

はるかぜ9号（青井・亀有線）

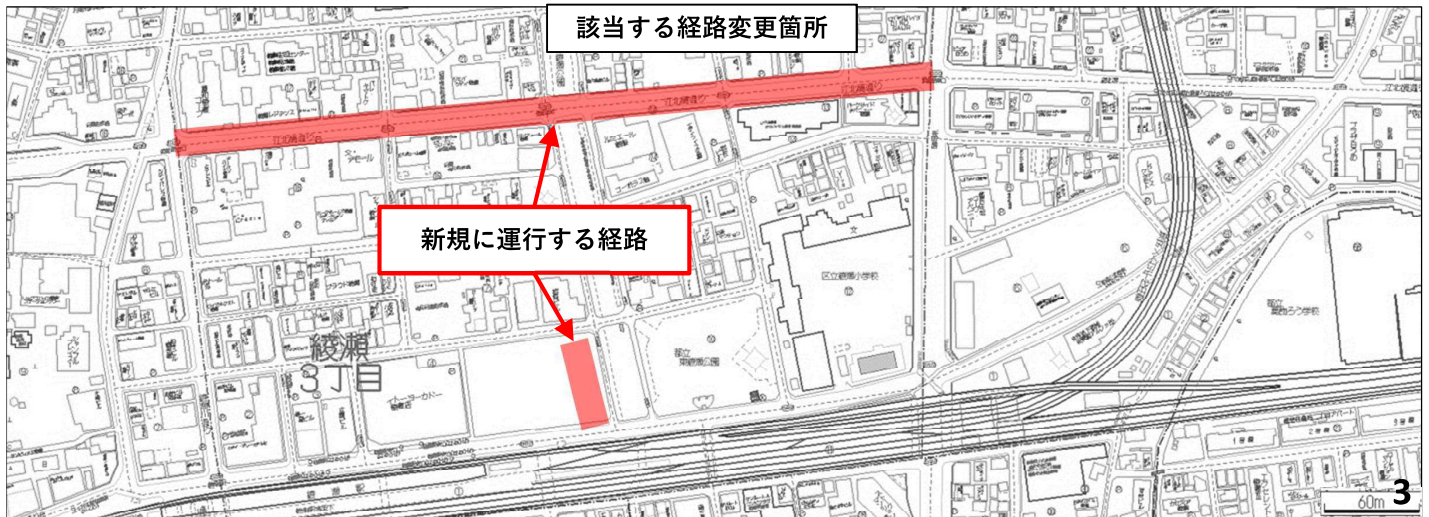
【運行事業者：日立自動車交通（株）】

はるかぜ12号（西新井・亀有線）

【運行事業者：日立自動車交通（株）】

【留意事項】

今回の変更経路は令和6年度第2回足立区地域公共交通活性化協議会にて協議を行い、令和6年9月20日の警視庁による現地実査を経たうえで協議が調っていることの証明書を発行する。



●報告事項

【経路変更後の協議運賃】

道路運送法に基づき、経路変更に伴い新規に運行する経路の運賃を運賃分科会で協議する必要があり、資料1の令和6年10月1日の運賃改定と合わせて、下記のとおり、運賃分科会で協議した結果を報告する。

運賃 (現金・IC)		定期券			
		通勤定期		通学定期	
大人	小人	1か月	3か月	1か月	3か月
230	120	9,230	26,300	7,380	21,030